

高等教育の修学支援の着実な実施

令和2年度予算額 5,823億円 ※内閣府計上予算含む
(前年度予算額 1,029億円)



<令和2年度予算>

事業概要 「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（内閣府計上）**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：4,882億円（新規）

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【対象の学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生等
（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）
【財 源】消費税率引上げによる財源を活用
（少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件
○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件
（国等による要件確認を受けた大学等が対象）
○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】				
○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））				
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】	
（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）	
○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））	
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
無利子奨学金：941億円（一般会計分）

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	51万8千人	83万3千人
事業費	3,114億円（601億円減） ※高等教育の修学支援新制度の対象学生等には無利子奨学金の併給調整を実施	7,327億円（565億円増）
うち一般会計等	政府貸付金（一般会計）941億円 財政融資資金 123億円	財政融資資金 6,462億円
貸与月額	学生等が選択（私立大学自宅通学の場合）2、3、4、5、4万円	学生等が選択（大学等の場合）2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上（予約採用時）等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
令和2年度採用者	家計	家計基準は家族構成等による（子供1人～3人世帯の場合）
	一定年収（700～1,290万円）以下	一定年収（870～1,670万円）以下
返還期間	卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内（元利均等返還）
返還利率	無 利 子	
	上限3%（在学中は無利子） （令和2年3月貸与終了者）	
	利率見直し 0.002%	利率固定 0.070%

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
（（令和2年度の在学生（既入学者も含む）から対象））

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※

給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

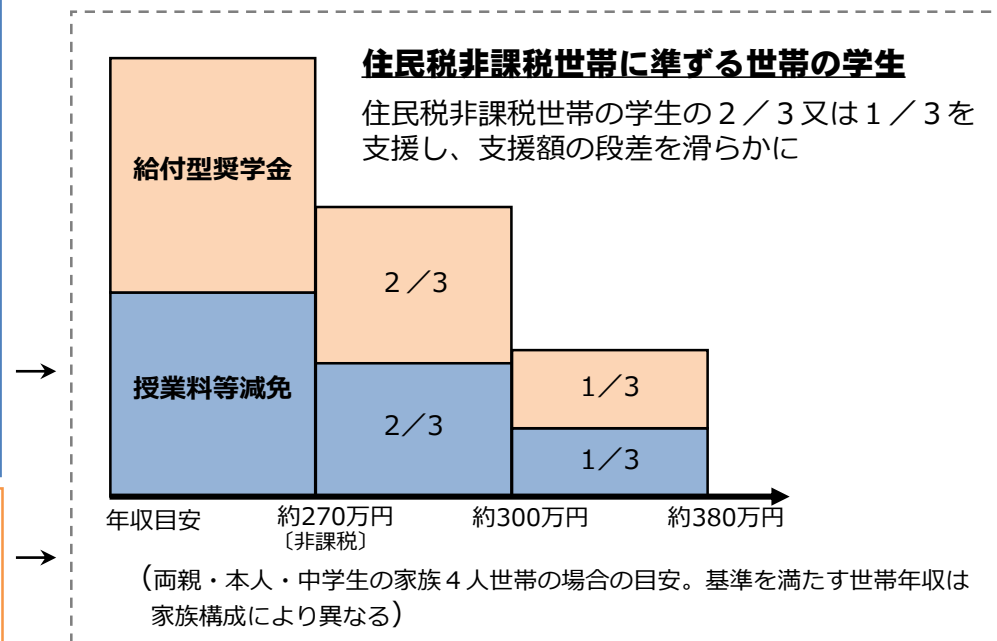
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



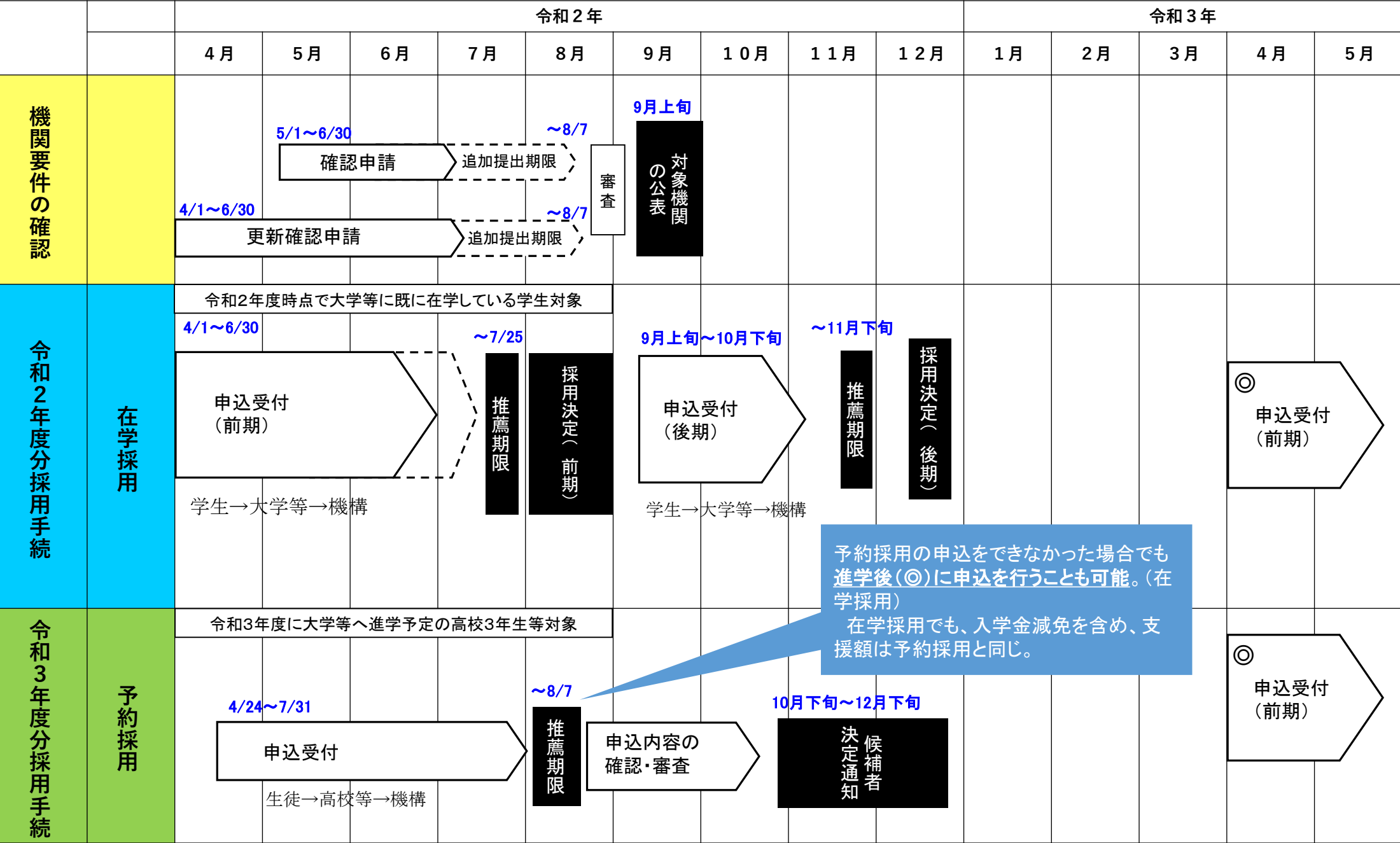
支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

高等教育の修学支援新制度 スケジュール



(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したもの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。

(注2) 令和2年9月以降の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。

(注3) 機構は日本学生支援機構を指す

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

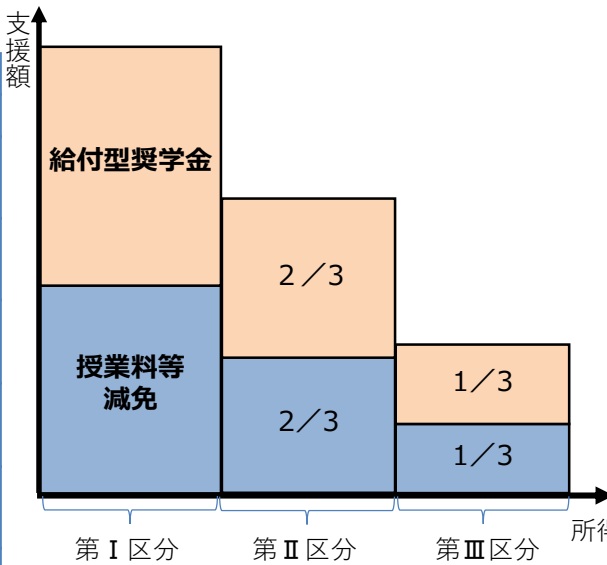
【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

【基準額】第Ⅰ区分 (標準額の支援) 100円未満
第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収 (例)

		住民税非課税	準ずる世帯		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
		3分の3	3分の2	3分の1	
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	(支援額)				
	子1人 (本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円	
	子2人 (本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	
ふたり親世帯 (両親が生計維持者)	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円	
	子1人 (本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円	
	子2人 (本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円	
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円	
(注) 片働き (一方が無収入) の場合で、配偶者控除が適用される場合		子3人 (本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等 (住民税) に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用	在学採用	
高校3年生	1年生	2～4年生
申請時期：入学前年度	申請時期：入学年 4月※	申請時期：在学中(毎年) 4月
高校2年次(申込時)までの評定平均値が、 3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。 3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。 (高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。)	次の①から④までのいずれかに該当すること ① 高校の評定平均値が3.5以上であること ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること ③ 高卒認定試験の合格者であること ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。	次の①か②のいずれかに該当すること ① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること ② 次のいずれにも該当すること a. 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数 b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。 ※ 災害、傷病その他やむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者等

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。
(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)



QRコード

資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）

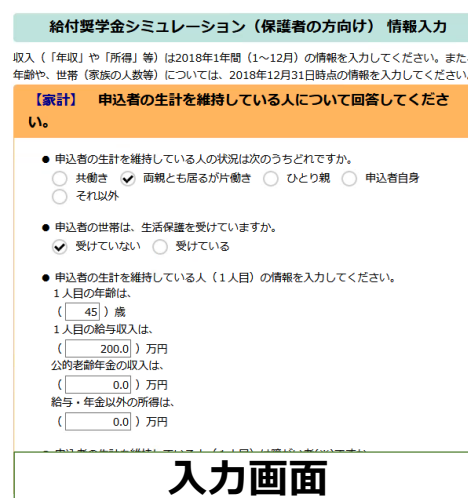


トップ画面



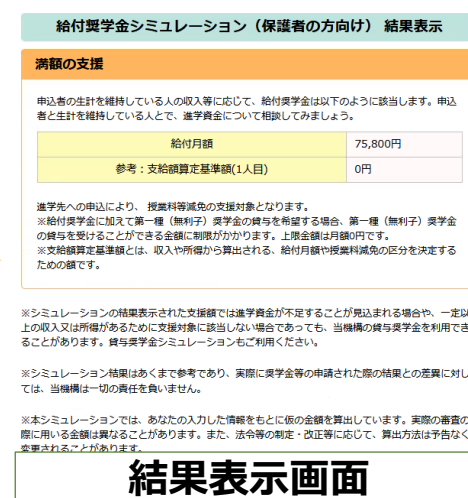
選択画面

利用したいシミュレーションを選択



入力画面

収入額等に関する情報を入力



結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択
シミュレーション

給付奨学金シミュレーション
(生徒・学生の方向け)

給付奨学金シミュレーション
(保護者の方向け)

貸与奨学金シミュレーション

学生生活費
シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

新たな修学支援の法律の成立に伴い令和元年5月から公開

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

大学等における学修意欲等の確認の概要

高等教育の修学支援新制度においては、**明確な進路意識と強い学びの意欲**をしっかりと見極めた上で支援を行うこととしており、大学等が、授業料等減免の支援対象者の選考及び日本学生支援機構への給付型奨学金の採用候補者の推薦を行うにあたっては、以下により学修意欲等を確認する。また、確認の際の基本的な考え方を示した「**大学等への修学支援の措置に係る意欲確認等の手引き（大学等向け）**」（以下、「手引き」）を策定。

学業成績・学修意欲等に関する基準

日常的な学修状況、進路指導等を勘案しつつ、次の条件に該当するか否かを確認する。

入学1年目

次の①から④のいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が**3.5以上**であること
- ② 入学者選抜試験の成績が入学者の**上位 1 / 2 以上**であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の**合格者**であること
- ④ 「**学修計画書**」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

入学2年目以降

次の①又は②のいずれかに該当すること ※1

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が**上位 1 / 2 以上**であること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - 修得単位数が**標準単位数_{※2}以上**であること
 - 「**学修計画書**」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※1 ただし、在学中の学業成績が適格認定の基準において、「廃止」の区分に該当する場合（修業年限で卒業できないことが確定した場合など）には支援の対象とならない。

※2 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

「学修計画書」により確認すべき項目

① 学修の目的（将来の展望を含む）

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・学修の目的が明確に述べられているか
- ・学修の目的を自身の言葉で表現できているか
- ・卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

② 学修の計画

次の観点が述べられているかを確認

上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をどのように学びたいか等が自分の言葉で述べられているか

③ 学修継続の意志

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
- ・しっかり学ぼうとする意欲があるか
- ・その他、学修の意欲が十分にあると認められるか

「学修計画書」の様式

各大学が適切かつ効率的に学修意欲等を確認できるように、手引きにおいて参考様式を提示。

ただし、上記の各項目・各観点を確認できるものであれば、進路指導等において各大学等が独自に用いているものにより確認することを妨げない。

● 参考様式のイメージ

大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

申請書 氏名	フリガナ				
学部・学科・学年	学部	学科	コース	年	組

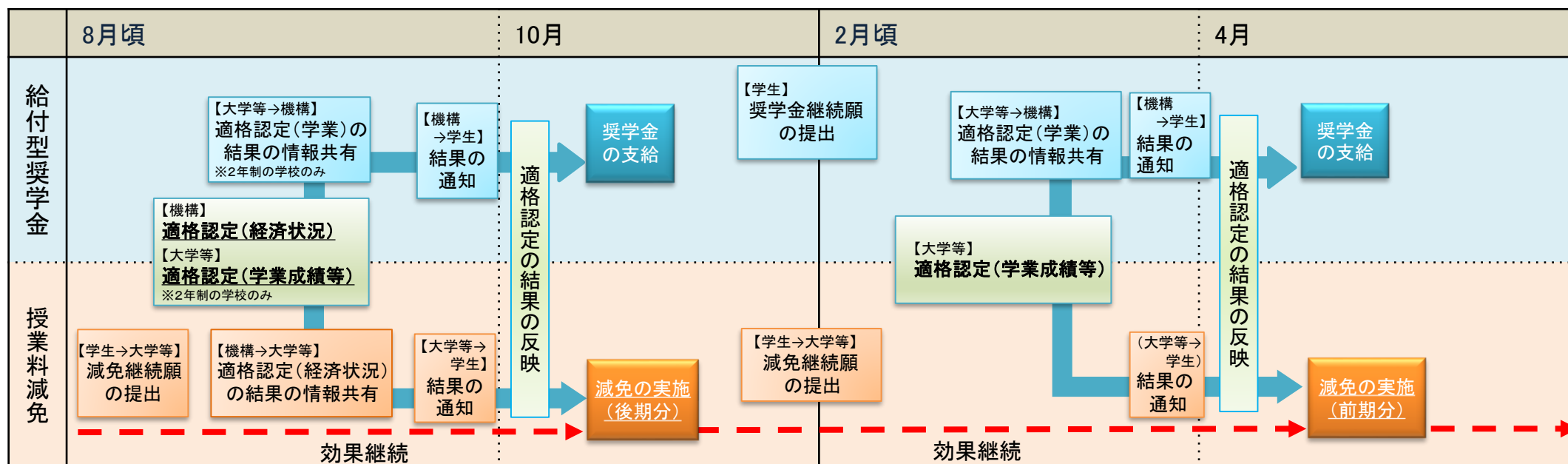
1. 学部の特長（自らの眼望を含む）。

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものでか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400文字程度）

- （1） 将来に就きたい職業（「業種」）があり、その職業（「業種」）に就くための知識の習得や能力取得を目指すため。
- （2） 興味のある学際分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
- （3） 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

支援対象者の適格認定のスケジュールについて

- 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



【家計の経済状況に関する基準の適合判定について】

- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映する。

【学業成績等に関する基準の適合判定について】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映する。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映する。

大学等ごとの支援の状況（受給状況・警告等）の公表について

● 趣旨・目的

学生・保護者を含め、制度の運用状況に関して社会への説明責任を果し、制度の適正性を確保するため、各大学等ごとに支援の状況を公表する。

● 公表の方法・時期・内容

1. 公表の方法

修学支援法施行規則第5条に定める**更新確認申請書（様式第二号）に状況を記載**し、第7条に基づきインターネットの利用により公表

2. 公表の時期

更新確認申請書の公表時

※ 毎年6月末日までに更新確認申請書を提出し、その際、遅滞なく公表することとされている。（施行規則第5条・第7条）

3. 公表の項目

① 各大学等ごとに、新制度により前年度に**支援を受けた学生数**を公表

・ 支援学生数及び支援区分（満額、2/3支援、1/3支援）ごとの人数を公表

② 各大学等ごとに、次の処置を受けた**前年度の学生数を、その事由ごとに公表**

1 打切り（事由として、次の i）～ iii）のどれに該当か）

i）偽りその他不正

ii）学業成績が廃止区分に該当（※更に、卒業延期確定、標準単位数の5割以下、出席率5割以下等、連続して「警告」のどれに該当か）

※ うち、学業成績が著しく不良である（やむを得ない事由なし）として、返還等を求める対象となった者の数もあわせて記載

iii）懲戒処分（※更に、退学又は停学（3カ月以上）のどちらに該当か）

2 停止（事由として、停学処分（3カ月未満）又は訓告のどちらに該当か）

3 警告（事由として、標準単位数の6割以下、GPA等下位1/4、又は出席率8割以下等 のどれに該当か）

※ 公表する数が10人以下の場合には、個人情報への配慮を行う。

大学等の要件(機関要件)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。**

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等やむを得ない事由
（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



➔ この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - （調整控除の額 + 税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。
※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額	

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）								
	大 学				短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）			
	国公立		私 立		国公立		私 立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）
2万円～12万円（1万円単位）
※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和2年3月現在）】
・ 利率見直し方式：0.002％
・ 利率固定方式：0.070％

※ 家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。
※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・進学説明会や「総合的な学習の時間」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

①全体説明 (50～90分程度)

- ・大学等への進学のための資金計画の説明
- ・奨学金事業の概略の説明 など

②個別相談 (30～90分程度 希望がある場合)

- ・資金計画の作成への助言 など



※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明会などに是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- | | |
|--|----------|
| ①全体説明 (50～90分程度) | |
| ・大学等への進学のための資金計画の説明
・奨学金事業の概略の説明 など | |
| ②個別相談 (30～90分程度) | 希望がある場合) |
| ・資金計画の作成への助言 など | |



※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索

大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和元年9月現在)

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.71%（固定金利）
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.71%程度（固定金利） ※2019年9月19日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。